

マネージメント・レター No.263
災害損失特別勘定への繰入額の損金算入

法人が、災害のあった日の属する事業年度等において、被災資産の修繕等のために要する費用の見積額として次の（１）又は（２）に掲げる金額のうちいずれか多い金額の合計額（被災資産に係る保険金、損害賠償金、補助金その他により補填される金額がある場合には、それらの金額の合計額を控除した残額）以下の金額を災害損失特別勘定として経理したときは、その災害損失特別勘定として経理した金額は、被災事業年度等の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

この場合、被災事業年度等の確定申告書等に災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書を添付するものとする。

- （１）被災資産の被災事業年度等終了の日における価額がその帳簿価額に満たない場合のその差額に相当する金額
- （２）被災資産について、災害のあった日から１年を経過する日までに支出すると見込まれる次に掲げる費用（以下修繕費等という。）の見積額（被災事業年度等終了の日の翌日以後に支出すると見込まれるものに限る。）
 - イ 被災資産の取壊し又は除去のために要する費用
 - ロ 被災資産の現状回復のために要する費用（被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用を含む。）
 - ハ 土砂その他の障害物の除去に要する費用その他これらに類する費用
 - ニ 被災資産の損壊又は価値の減少を防止するために要する費用

災害のあった日は、３月１１日の東日本大震災だけでなく、４月７日の宮城県沖、４月１１日の福島県浜通り等も該当します。

被災資産の事業年度終了時の時価の算定に関しては、建設業者などが行う見積り、自社の専門家による合理的な見積り。

 **今月のワンポイント** 

朝賀事務所では、６月１日よりクールビズがスタートします。みなさまにおかれましては、ご理解のほどを賜ります様、よろしくお願い申し上げます。